

諮問庁：国立大学法人東北大学

諮問日：平成29年4月12日（平成29年（独個）諮問第23号）

答申日：平成29年7月5日（平成29年度（独個）答申第23号）

事件名：本人が提出した特定の異議申立書に関して作成等された文書等の一部
開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書1及び文書2に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、一部開示した決定については、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東北大学（以下「東北大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成27年6月5日付け総法文117号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）異議申立書

原処分で文書1及び文書2が特定され開示された。これらの文書特定と開示決定を取り消し、改めて文書を特定し直し全てを開示せよ。

本件開示請求書に記載したとおり、特定2件の異議申立ては平成26年9月19日付けで受理されたものである。その後、6か月超を経過した時点で進捗状況が不明であり平成27年4月8日付けの開示請求により説明（情報提供、文書開示）を求めた。

遺憾なことに、今回の開示決定に約2か月を要している。また平成27年6月5日付けで開示された文書を精査すると、個別部署の回答期日は①平成26年10月14日、②平成26年9月30日、③平成26年10月3日、④平成26年10月14日となっており、ここまでは遅滞なく回答が得られていることが確認される。しかるに平成26年10月14日以降平成27年4月8日付けの開示請求期日までの6か月間弱に

一切の該当文書が特定されておらず、空白状態である。法令運用趣旨や東北大学の事務処理基準と能力に照らし“空白状態”は到底真実とは思えない。職務を放棄し放置した、失念した、意図的に遅滞「組織的に遅滞指示が出た」等が想定される。いずれも許容されない事態で大きな危惧を感じている。そこで今回異議申立てをし、真相解明と是正を求め文書開示の再特定と開示を求める次第である。

私としては東北大学及び総長に大きな信頼を寄せ、本学の真の発展を心より祈念するものである。上記の危惧を払拭するために、「このような事実は無く、6か月間に審議や調査等真摯な手続きがなされ、決定ないし内閣府への諮問等準備を進めたこと」が分かる文書（議事録、作業計画等）があるはずである。それらを特定し開示することを求める。なお、ご承知のように政府行政機関に対しては、「不服申立て事案の事務処理の迅速化について（平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ）」により「不服申立てがあった日から諮問するまでに遅くとも30日を超えないようにするとともに、その他の事案についても、特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないようにすることとする」との申合せがなされ、実施状況が総務省等により監督されている。国立大学法人についてもこの申合せに準ずるよう通達が出されていることを申し添える。

（2）意見書

審査に当たっては、これまで私が提出した文書及び諮問庁から提供された関係文書や説明も参照して欲しい。

さて、理由説明書（下記第3）の文書特定及び開示判定の記述につき大きな問題がある。諮問庁は請求1に対して2件の文書を特定したがそれ以外に無いという。しかもこれらは法14条4号の規定で不開示とされている。全く不自然な判断である。小生の異議申立ての理由に記述したように、このような事態や説明は運用上ありえない。よって再度全てを検討し公正な結論を出すことを求める。

諮問庁は請求2に対して文書不存在を主張する。行政の処理において諮問庁は様々なトリックをもてあそび、特定者を優遇し、別の特定人を弾圧する。かつて学術論文不正問題が東北大学で数件生じたが、地位の低い教員（助手・助教）には厳しい措置が下り、地位の高い構成員（教授、副学長など）には甘い措置となっている。役員（総長など）なら堅く擁護され不正も糾弾されないし時間稼ぎを弄し、その間に批判的構成員は弾圧される図式である。このような体質の中で、本件および関連事案が生じていると思料される。諮問庁では私の異議申立て理由に記載した“空白状態”につき何の説明も無く極めて不自然である。東北大学では本部各種委員会の独立性が担保されておらず、調査委員会全員が防止

対策委員会委員の併任であることをはじめ、馴れ合いが蔓延り委員長が利害関係者の直属の部下であり審査の中立・公正性など全く担保されていない。結果として私的制裁や私物化が横行している。説明や論理には飛躍があり記述は多くが虚偽である。情報開示請求も“命がけ”である。

諮問庁は種々の点で大きな問題を抱えており、「“ハラスメント全学防止対策委員会”自体がハラスメントをしている」事態になっている。よって本件審査においては文書特定から開示判定までを関係文書につき徹底的に再検討するのが妥当と思慮する。諮問庁により特定された文書についても法14条2号イ又は16条に該当し広範囲の開示が適正である。

本件の審査結果等を公表するに当たっては個人情報の保護に格別の配慮を依頼する。とくに本件の「理由説明書」はもちろん開示対象物、本意見書には個人情報（個人名を含む）が多数含まれている。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 異議申立ての経緯

平成27年4月8日に、異議申立人から、本件請求保有個人情報の開示請求があった。

これに対し本学では、当時、相当数の開示請求を受付け処理中であったため、期限内に処理することが困難であったため、平成27年5月1日付けで保有個人情報開示決定延長通知書を送付し、開示決定期限を平成27年6月8日に延長した。

本件請求保有個人情報については、探索の結果、法14条4号に該当する不開示情報が記載されているため法15条により部分開示する決定をするもの及び該当する文書を作成しておらず、文書不存在として法18条2項により開示をしない旨の決定を平成27年6月5日付けで行った。

その後、平成27年6月25日付けの異議申立書が提出され、翌26日付けでこれを受理したものである。

2 諮問理由説明

(1) 異議申立ての理由

異議申立ての理由は、おおむね上記第2の2(1)のとおりである。

(2) 諮問の理由

今回、異議申立てのあった請求は、本件異議申立人が平成26年度に独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」という。）に基づき開示請求した、総法文273号（開示請求日：平成26年5月21日、開示決定日：同年7月18日及び同年8月11日、異議申立て受付日：同年9月19日、諮問日：平成27年8月4日、答申日：同年12月16日、答申に基づく決定日：同年12月25日）及び総法文680号（開示請求日：平成26年7月1日、開示決定日：

同年9月1日，異議申立て受付日：同年9月19日，諮問日：平成27年6月26日，答申日：同年9月30日，答申に基づく決定日：同年12月25日）の2件の異議申立書提出に係り，本学が作成・入手した文書及び異議申立日から諮問日まで相当期間が経過したことが分かる文書の保有個人情報を探求しているものである。

請求1に対しては，文書1及び文書2に記録された保有個人情報を特定し，異議申立てに対する意見の記載部分について，法14条第4号の審議，検討又は協議に関する情報であって，公にすることにより率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある情報に該当することから不開示とした。

異議申立てを受けて再度文書の探索を行ったが，部分開示した「異議申立通知・回答書」以外に作成及び取得等した文書はなく，該当する保有個人情報を保有しておらず，また，不開示とした部分についても原処分のおり妥当であると考えられる。

請求2についても，再度探索を行ったが，請求内容に合致する内容の文書を作成又は取得しておらず，該当する保有個人情報は保有していないため不開示とした本学の決定は妥当なものである。

以上の理由から，本学では，平成27年6月5日付けの保有個人情報の部分開示決定処分を維持し，諮問するものである。

第4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月12日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年5月23日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 同年6月13日 | 審議 |
| ⑤ | 同年7月3日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は，本件請求保有個人情報の開示を求めるものであり，処分庁は，本件対象保有個人情報を特定し，一部開示する原処分を行った。

異議申立人は，本件対象保有個人情報の外にも開示請求の対象として特定すべき保有個人情報（文書1及び文書2による部局等の回答の後，本件の開示請求日までの約6か月間に作成又は取得した文書に記録された保有個人情報）があるはずであるとして，原処分の取消しを求めていると解されるところ，諮問庁は原処分を妥当としていることから，以下，本件対象保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

(1) 当審査会事務局職員をして，諮問庁に対し，本件対象保有個人情報の

特定に係る判断について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

東北大学では、異議申立てを受けた場合、まず法人文書を保有している部局等に異議申立てに対する意見照会を行い、その回答を基に国立大学法人東北大学情報公開・個人情報開示等委員会（以下「委員会」という。）において審議した上で諮問を行っている。

平成26年当時、情報公開法及び法に基づく開示請求等に係る事務は、職員1名が他の事務と兼務で担当しており、本件開示請求に係る2件の異議申立てを受け付けた時期は、特定の開示請求者に係るものを中心に、多数の開示請求及び異議申立てが断続的に行われるようになった時期であったため、上記担当職員はそれらの対応に追われていた。

このため、本件開示請求が行われた時点では、部局からの回答を受け、諮問に向けての準備は進めていたものの、委員会に諮るには至らず、委員会の開催通知や資料等も作成されていなかったものである。また、遅滞が生じていることに関する報告等に係る文書といったものも作成されていない。

したがって、異議申立人が存在するはずであると主張する文書は、東北大学においていずれも保有しておらず、原処分における保有個人情報の特定に誤りはなかったと判断するものである。

(2) 上記諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点があるとはいえず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東北大学において本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められず、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求につき、本件対象保有個人情報を特定し、一部開示した決定については、東北大学において、本件対象保有個人情報の外に開示請求の対象として特定すべき保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報を特定したことは、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司

別紙

1 本件請求保有個人情報

資料1は私が東北大学情報公開室に提出した「異議申立書」2件のコピーで、平成26年（2014）9月19日付けで受理されたものである。

請求1 この私が行った「異議申立書」提出2件にかかわり東北大学が作成ないし入手した文書の一切を開示することを求める。各異議申立書を審議・検討するための一切の連絡文書，議事録類及びそれらの結果入手した文書を含む。

請求2 「異議申立書」に対して，新たな決定ないし内閣府への諮問等の手続きがとられるよう規定されている。監督省庁（総務省）では，この目安として30日以内，遅くとも60日以内を目途に行っていると聞いた。しかるに上記2件は既に6か月を経過しており著しい遅滞である。

なぜこのような遅滞が生じたのかが分かる文書一切を開示することを求める。

2 本件対象保有個人情報が記録された文書

文書1 異議申立通知・回答書（総法文273号）

文書2 異議申立通知・回答書（総法文680号）